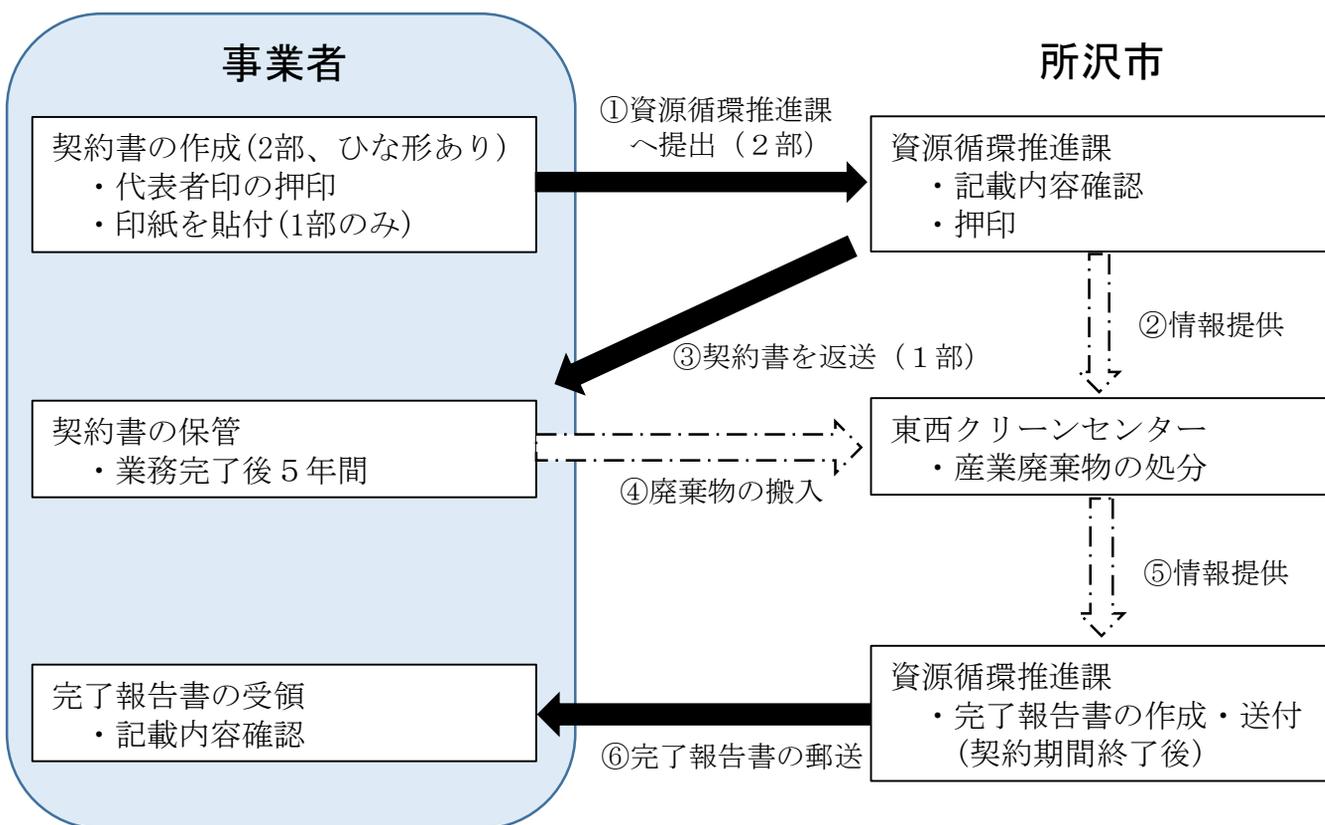


# 産業廃棄物処分委託契約手続きのご案内

## 1. 手続きの流れ

手続きの流れは図1の通りです。実線矢印➡が書類のやり取りを示しています。



※契約は、4月1日～3月31日までの年度更新です。

## 2. 印紙税額

印紙税額は契約金額により決まります。金額に応じた印紙を貼付してください。

1万円未満		非課税
1万円以上	100万円以下	200円
100万円を超え	200万円以下	400円
200万円を超え	300万円以下	1千円
300万円を超え	500万円以下	2千円
500万円を超え	1千万円以下	1万円
1千万円を超え	5千万円以下	2万円

### 3. 法律上の産業廃棄物

産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」によって定義されています。紙くず、木くず、繊維くずについては、以下の指定業種から排出されたものが産業廃棄物に該当します。

#### 紙くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）
- ・ 出版業（印刷出版を行うものに限る。）
- ・ 製本業及び印刷物加工業に係るもの
- ・ ポリ塩化ビフェニルが塗布され、または染み込んだもの

#### 木くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）
- ・ パルプ製造業
- ・ 輸入木材の卸売業
- ・ 物品賃貸業に係るもの
- ・ 貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの
- ・ ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの

#### 繊維くず

- ・ 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・ 繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの
- ・ ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの

#### 4. 関連条文

市に産業廃棄物の処理を委託する場合、書面による契約は必要ですが、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付は不要となります。

以下に、根拠となる条文の一部を抜粋して記載しています。なお、「法」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律を表しています。

##### 【契約書関係】

（法第12条第6項）

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

（法政令第6条の2第4号）

委託契約は、書面により行う。

##### 【産業廃棄物管理票（マニフェスト）関係】

（法第12条の3第1項）

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に託する場合（環境省令で定める場合を除く。）には、産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

（法施行規則第8条の19）

法第12条の3第1項の環境省令で定める場合は、次のとおりとする。

1 市町村に産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合

# 所沢市で受入可能な産業廃棄物の種類

所沢市内で発生したものに限り、搬入できます。

## 紙くず

### 【搬入できるもの】

- ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）
- ・出版業（印刷出版を行うものに限る。） ・製本業及び印刷物加工業に係るもの

### 【具体例】

- ・出版業者の本 ・チケット など



### 【搬入できないもの】

- ・ポリ塩化ビフェニルが塗布され、または染み込んだもの

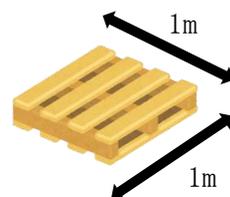
## 木くず

### 【搬入できるもの】

- ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築に伴って生じたものに限る。）
- ・木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）
- ・パルプ製造業 ・輸入木材の卸売業 ・物品賃貸業に係るもの
- ・貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係るもの
- ・ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの

### 【具体例】

- ・家具製造過程で排出される木工の端材 ・新築に伴う木材の端材
- ・貨物用木製パレット（1 m × 1 m程度に切ってください。） など



### 【搬入できないもの】

- ・建設業に係るもの（**工作物の除去に伴って生じたもの**）

- ・**既存建築物、工作物の除去、撤去は受入対象外です。**
- ・木くずを搬入する際の注意事項は、5, 6 ページをご参照ください。
- ・排出場所の確認をさせていただくことがあります。

## 繊維くず

### 【搬入できるもの】

- ・建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）
- ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの
- ・ポリ塩化ビフェニルが染み込んだもの

### 【品目の具体例】

和室を洋室にリフォームする場合に生じる本畳 など



- ・本畳の搬入は、事前に東西クリーンセンターに連絡をして、搬入可能枚数を確認してください。
- ・排出場所の確認をさせていただくことがあります。

# 所沢市における「木くず」の受け入れ基準

令和6年4月1日

受入施設名	東部クリーンセンター	西部クリーンセンター
所在地	大字日比田895番地の1	林一丁目320番地の1
電話番号	04-2998-5300	04-2948-3141
受入時間	月曜日から金曜日 午前8:30～11:30 午後1:00～4:00 毎月第1土曜日(1月は第2) 午前8:30～正午	
休日	第1を除く土曜日・日曜日・年末年始 ※ 祝日・祭日は通常通り受入れます。	
受入基準	<p>① 丸太及び角材</p> <p>長さ <b>1.0m</b>以内 太さ <b>30cm</b>以内 (丸太直径) <b>30cm × 30cm</b>以内 (角材)</p> <p>※太さ1cm～10cmは長さ<b>100cm</b>まで、太さ11cm～<b>15cm</b>は長さ90cmまで 太さ<b>16cm</b>～30cmは長さ40cmまで</p> <p>② 板材</p> <p>長さ <b>1.5m</b>以内 厚さ <b>10cm</b>以内 幅 <b>50cm</b>以内</p> <p>③ コンパネ・ベニヤ板</p> <p><b>90cm × 90cm</b>以内 (1回につき<b>10枚</b>以内)</p>	
搬入量	1回につき <b>2トントラック1台</b> 程度 ※ <b>2台</b> 以上搬入する場合は、事前に連絡して下さい。	
処分手数料	<p>事業系一般廃棄物</p> <p><b>10kgにつき 250円</b> (消費税相当分含む)</p> <p>産業廃棄物</p> <p><b>10kgにつき 250円</b> (消費税相当分含む)</p> <p>※ 処分手数料は当日窓口でお支払い下さい。</p>	
注意事項	<p>① 搬入する木くずの中に石膏ボード・プラスチック類・金属等が混入する場合はお引き受けできません。</p> <p>② おがくずを搬入する場合は、飛散しないようゴミ袋に入れて持ちこんで下さい。</p> <p>③ 曜日・時間帯によっては受入れ等に時間がかかる場合もありますので、事前に搬入する各クリーンセンターにお問合せ下さい。</p> <p>④ 家屋の解体などで発生した木くずについては、受入れを行いません。</p>	

※ ご不明な点については、各クリーンセンターにお問合せ下さい。

※ 基準は平成16年4月1日作成(平成21年4月1日:西部クリーンセンター受入基準(長さ)を一部改訂、平成25年4月1日及び10月1日:事業系廃棄物の処分手数料項目を改訂、令和2年4月1日:事業系廃棄物処分手数料及び受入基準①丸太及び角材を改訂)、  
令和6年4月1日付:丸太及び角材の受入基準(長さ及び太さ)を改訂。



TOKOROZAWA 5

# 木くず(工作物の除去に伴って生じたものを除く)の考え方

## 新築



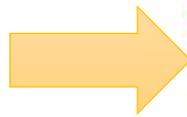
新築時の端材、木片  
持ち込みOK

## 改築



改築時の既存木材などの  
解体・除去木材

持ち込みNG



改築時に新たに発生する  
端材、木片

持ち込みOK

## 解体



解体時の建築廃材

持ち込みNG